

祖国日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利を

中国残留日本人孤児国家賠償請求事件東京訴訟

要 請 書

東京地方裁判所民事第28部

裁判長 加藤謙一 殿

裁判官 杉本宏之 殿

裁判官 伊藤大介 殿

国が、中国残留日本人孤児を早期に帰国させる義務を怠り、さらに帰国した孤児の自立を支援する義務を怠ったことにより、「祖国日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」を侵害されたとして、全国の残留孤児2155名(2006年3月1日現在)が、国の責任を明らかにするよう求めて、全国15地裁で国家賠償訴訟を提起しています。

貴裁判所において審理された東京訴訟は原告が1092名にも及び、その結論は全国の裁判を左右するものです。また、残留孤児が老後の不安を解消し、祖国日本の地に帰って来てよかったと思える施策を実現するためには、国の責任を明確にする判決が不可欠です。

そこで私たちは、以下のことを要請します。

要 請 事 項

貴裁判所で審理されている東京訴訟において、残留孤児の受けた被害に対する国の損害賠償責任を明確にする公正な判決がなされるよう要請します。

氏 名	住 所

送付先 〒141-0022 東京都品川区東五反田1-13-12 五反田富士ビル5階
五反田法律事務所内 中国「残留孤児」の人間回復を求める市民連絡会
電話・FAX 03(3447)1620

(取 扱 い 団 体)